

新型インフルエンザ（A/H1N1型）  
発生時の事業継続計画（BCP）

平成21年10月  
八王子市



# 目 次

新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の事業継続計画（BCP）策定に当たって	・・・・・・・・	P 1
事業継続計画（BCP）の基本的な考え方について	・・・・・・・・	P 2
1 事業継続計画（BCP）の発動について	・・・・・・・・	P 2
2 優先度の考え方について	・・・・・・・・	P 2
3 応援体制について	・・・・・・・・	P 3
各部における行動計画の策定について	・・・・・・・・	P 3
1 各部の優先事業及び事業継続行動計画一覧表	・・・・・・・・	P 3
事業継続計画（BCP）発動のフローについて	・・・・・・・・	P 22
事業継続計画（BCP）推進に当たって	・・・・・・・・	P 23
1 市施設の閉鎖及び市主催イベントの中止等の決定について	・・・・・・・・	P 23
2 指定管理者・委託事業者への指導について	・・・・・・・・	P 23

## 新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の事業継続計画（BCP）策定に当たって

新型インフルエンザによる脅威とは、そのウイルスに対する免疫を人類が持っていないため、感染が爆発的に世界中に広がり、人の命や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが予想されることである。

今日、世界的に流行しているA/H1N1型の新型インフルエンザは、我が国においても猛威をふるっており、国を挙げてその対策に取り組んでいるところである。

本市においては、都内初の感染者を確認し、その対策に追われたが、早期の対応によって、市民の大きな混乱もなかった。A/H1N1型の新型インフルエンザについては、現在も若年者を中心に感染が確認されており、すべての自治体に秋冬の大流行に向けた対策が求められている。

地方自治体は、市民サービスを行う上で、すべての事業を継続することが当然とされている。しかし、新型インフルエンザ蔓延によって、多くの職員が出勤できない状況も予想される中、すべての事業をそのまま継続することは、かえって市民サービスの低下を招くおそれがあり、ひいては社会生活の混乱に十分な対応ができないこととなる。

そこで、本市では、市民に最も身近な行政機関として、新型インフルエンザへの対応は当然として、市民生活に直結する事業を最優先として継続するための危機管理対策として、予め事業継続方針となる「新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の八王子市事業継続計画（\*BCP）」（以下「事業継続計画（BCP）」という。）を作成し、市民生活への影響を最小限に抑えるものである。

【\*BCP：Business Continuity Planの略。平成21年6月に策定した「八王子市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）では、新型インフルエンザの発生期又は流行期に事業継続計画（BCP）を策定することとしている。】

なお、今後、東京都が事業継続計画に関する市区町村向けのガイドラインを作成した場合や、新型のウイルスの性質が新たに判明した場合には、事業継続計画（BCP）を見直していく。

## 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方について

事業継続計画（BCP）策定に当たっては、次の状況を前提とした。

A/H1N1型の新型インフルエンザ（以降「新型インフルエンザ」という。）であること。

市内において30%の市民が罹患していること。

流行期間が概ね2か月間であること。

### 1 事業継続計画（BCP）の発動について

行動計画では、本市における新型インフルエンザの流行規模は、全人口の25%が罹患するという国の想定をもとに、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するとした東京都の健康被害予測に準じて、推定している。

事業継続計画（BCP）の発動は、市内の新型インフルエンザ罹患の状況と、\*市職員の新型インフルエンザ罹患等による休暇状況を踏まえ、八王子市危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）が決定する。

【\*市職員：事業継続計画（BCP）において、「市職員」とは、正規職員のみとし、嘱託員、再任用職員及び臨時職員を除く。学校については、市職員である学校事務職、給食調理員及び用務員を対象とする。】

### 2 優先度の考え方について

事業継続計画（BCP）では、各課の事業に対し、優先度をつけている。これは、「市民生活に直結する事業」を最優先とし、職員が出勤できない場合に部内外からの応援体制の構築により、市役所機能の維持を図るものである。

事業継続計画（BCP）における事業継続優先度の基準は、次のとおりである。

表1 事業継続計画（BCP）における事業継続優先度の基準

優先度 A	中断又は中止すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるため、従来どおり継続しなければならない事業 応援職員を必要とする事業
優先度 B	中断又は中止することはできないが、その事業の実施内容を工夫することで、事業を縮小して対応することが可能な事業 応援職員を必要としない事業
優先度 C	中断若しくは中止しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ない事業又は中断若しくは中止しなければ市民生活に与える影響が大きい事業 応援職員を派遣することができる事業

### 3 応援体制について

応援体制の原則は、〔課内対応 部内対応 部外対応〕の順とする。  
応援体制の構築に当たっては、応援対象職員が罹患して出勤できなかつたり、他部署との重複依頼となる場合も想定しておく必要がある。  
優先度Aの事業については、他部署から応援を求めるに当たり、その事務執行上、職員に一定の知識・経験（以下「スキル」という。）が必要となる場合があるが、短期間の緊急対応であることから、応援職員への指導を十分にできない状況が想定される。このため、あらかじめ、応援職員に求められるスキルを定めておく必要がある。

## 各部における行動計画の策定について

本章では、各部における優先事業の一覧と、事業継続計画を実施するうえで、各部ごとに、現段階で想定できる具体的な行動計画を示した。これは、実際に事業継続計画（BCP）発動に当たって、各部がどのような方向性で計画を実施するかを示したものである。

なお、優先度Aとした事業については、その考え方を示している。

### 1 各部の優先事業及び事業継続行動計画一覧

「優先度A」の事業の一例を、次に挙げる。

#### 総合政策部

- ・ 広聴活動に関すること。
- ・ 報道機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

#### 生活安全部

- ・ 危機管理対策等に関すること。

#### 市民部

- ・ 各種届出、証明、交付に関すること。
- ・ 斎場に関すること。

#### 健康福祉部

- ・ 各種給付、届出、支援、生活保護等に関すること。

#### こども家庭部

- ・ 各種届出等に関すること。

#### 環境部

- ・ ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。

#### 議会事務局

- ・ 議会に関すること。

#### 学校教育部

- ・ 就学援助、学校保健に関すること

## 総合政策部

### 【優先度Aの考え方】

- 1 広聴活動に関すること  
 新型インフルエンザ発生時には、蔓延に対する不安などから、市民からの問い合わせが市に殺到することが予想される。このため、広聴活動を優先度Aの事業とするものである。
- 2 広報活動に関すること  
 新型インフルエンザ発生時には、市民の不安を払拭するために、正確な情報を迅速に伝える必要がある。また、情報をより早く市民に伝えるためには、報道機関などの関係機関との連携を図る必要がある。このため、広報活動を優先度Aの事業とするものである。

### 【部の行動方針】

優先度Aの広聴広報活動については、原則として、政策審議室及び市史編さん室から応援人員を生み出して対応していくが、広聴広報の専門知識を有する職員が必要となる場合は、部外から経験者の応援を依頼することになる。

	所 掌 事 務	優先度
政策審議室	基本的な構想、計画その他行財政の総合的な計画に関すること。	C
	新規重要施策の企画及び調査に関すること。	C
	重要な施策の総合調整に関すること。	B
	新型インフルエンザ発生時の事業継続計画の発動に関すること。	B
	特命事項の調査及び研究に関すること。	C
	市議会一般質問、請願及び陳情の総合調整に関すること。	C
広聴広報室	秘書に関すること。	B
	市長会に関すること。	B
	市長の資産等の公開に関すること。	B
	広聴活動に関すること。	A
	タウンミーティングに関すること。	C
	げんきフォーラムに関すること。	C
	市政への要望、提案、意見等の受付及び連絡調整に関すること。	B
	請願及び陳情の処理に関すること。	B
	市政世論調査に関すること。	B
	広報活動に関すること。	B
	広報の編集、発行等に関すること。	B
	市勢要覧その他の広報刊行物の編集、発行等に関すること。	C
	報道機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。	A
市史編さん室	市史の編さんに関すること。	C

## 行政経営部

### 【部の行動方針】

部で所掌している事業を中断又は中止した場合に、市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じることはないため、課長・主幹含め14人全員を部外他部署への応援人員として対応が可能である。

	所 掌 事 務	優先度
行革推進課	行財政改革の総合的な企画及び推進に関すること。	C
	行財政改革の総合調整に関すること。	C
	行財政改革に係る重要事項に関すること。	C
経営監理室	行政経営の総合的な企画及び推進調整に関すること。	C
	行政組織、機構及び職員定数に関すること。	C
	事務効率に係る調査及び指導に関すること。	C
	行政評価に関すること。	C
	外部監査に関すること。	C

## 市民活動推進部

### 【部の行動方針】

市民活動推進部では、新型インフルエンザ流行時には、町会・自治会をはじめとする市民団体との連絡調整事務のほか、外国人に対する情報提供等の支援事務が増すことが予想される。しかし、通常業務の一時縮小など、事業の実施方法の工夫・見直しを行うことで、部内での応援体制を確保する方針である。

	所 掌 事 務	優先度
協働推進課	市民との協働に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	C
	町会及び自治会との連絡及び助成に関すること。	B
	民間非営利団体との調整に関すること。	B
	コミュニティ施策の推進（他の部課に属するものを除く。）に関すること。	B
	地域市民センター、地区会館等及び長房ふれあい館の管理及び運営に関すること。	C
学園都市文化課	親切運動に関すること。	C
	文化行政に係る施策の企画及び調整に関すること。	C
	文化の振興及び文化事業の推進に関すること。	B
	学園都市に係る施策の推進に関すること。	B
	市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館及び学園都市センターの管理及び運営に関すること。	C
国際交流課	財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に関すること。	B
	国際化施策の企画及び調整に関すること。	B
	地域の国際化の推進に関すること。	B
男女共同参画課	海外都市との交流の推進に関すること。	B
	男女平等施策の推進に関すること。	B
	男女平等施策に係る情報の収集、調査及び提供に関すること。	C

## 総務部

### 【優先度Aの考え方】

- 「ホームページの運営」事業の継続  
IT推進室では、八王子市ホームページの運営を行っている（各ページの更新は各所管）。トップページだけでも年間130万アクセスがあり、また緊急情報を発信する重要なツールであることから、中断することは市民生活に支障をきたすため、優先度をAとした。事業の性質上、縮小することにより必要人数を減らすことができないため、縮小することは考えていない。  
そこで、この事業継続のために、ホームページ以外のIT推進事業を一時的に中止し、室内での応援体制の確立を図っていく。
- 「住民情報システムの運営」事業の継続  
IT推進室では、住民記録・総合税・国保等の住民情報系システムを運営している。この事業を中止・中断するとシステムの安定運営に支障をきたし、ひいては各種登録や証明発行停止など市民生活に著しい影響を及ぼすため、この事業を優先度Aとした。
- 「情報基盤システムの運営」事業の継続  
この事業については、行政情報ネットワークの管理運営を行うものであり、直接市民生活への影響はないが、非公開フォルダやドミノシティ、財務会計システムなど、他所管の業務に必要な機能が搭載されており、停止することにより多大な影響を及ぼすため、優先度Aとした。  
縮小についても、他所管の業務に係る部分があり、その部分を縮小するかを事前に判断することは困難である。
- 定額給付金給付事業  
定額給付金の申請期限は本市の場合9月30日であり、この日までに申請しないと給付できないため縮小・中止・中断はできない。10月以降は申請受付分を速やかに給付の必要があるため優先度Aとした。

### 【部の行動方針】

ホームページの運営、住民情報システム・情報基盤システムの運営に18人及び定額給付金事業に2人必要だが、部内のB、C事業の縮小により44人が応援に回ることで、部内で対応できることになる。

	所 掌 事 務	優先度
総務課	儀式、ほう賞及び表彰（他の部課に属するものを除く。）に関すること。	C
	名誉市民及び自治功労者に関すること。	C
	人権擁護に関すること。	C
	国際平和に関すること。	C
	行政界に関すること。	C
	私立専修学校及び私立各種学校に関すること。	C
	情報公開及び個人情報保護制度の推進及び総合調整に関すること。	C
	事務引継に関すること。	C
	文書の保管及び保存に関すること。	C
	文書類の配布及び発送に関すること。	B
	文書の印刷に関すること。	B
	国勢調査に関すること。	B
	国勢調査以外の基幹統計に関すること。	B
	統計資料の収集、整理及び保存に関すること。	C
	統計資料の編集、発行等に関すること。	C
	他の部課に属しない事項に関すること。	C

法制課	公印に関する事。	B
	公告式に関する事。	B
	市議会の招集及び議案に関する事。	B
	条例、規則その他法規に関する事。	C
	例規類集の編集に関する事。	C
	文書の審査に関する事。	B
	不服申立て及び訴訟に関する事。	C
職員課	職員の任免、分限、懲戒その他服務に関する事。	C
	職員の選考及び試験に関する事。	B
	職員の人事に関する事。	C
	人事管理の企画及び調査に関する事（職員定数に関する事を除く。）。	C
	職員の研修に関する事。	C
	職員の給与等に関する事。	B
	職員の勤務制度に関する事。	C
	職員の公務災害補償に関する事。	B
	職員の福利厚生に関する事。	C
	・共済加入手続き等に関する事。	B
	退職年金に関する事。	B
	職員のセクシュアル・ハラスメントに関する事。	C
	職員団体に関する事。	C
	職員被服の貸与等に関する事。	C
	非常勤職員の健康保険等に関する事。	B
安全衛生管理課	職員の健康管理に関する事。	B
	職員の労働環境衛生に関する事。	C
	安全管理者及び衛生管理者に関する事。	C
IT推進室	IT推進（ホームページの運営以外）に関する事。	C
	IT推進（ホームページの運営）に関する事。	A
	住民情報システムの運営に関する事。	A
	住民情報システムの再構築に関する事。	C
	情報基盤システムの運営に関する事。	A
	在宅生活支援サービスに関する事。	C
定額給付金対策室	定額給付金に関する事。	A
	子育て応援特別手当に関する事。	A

## 財務部

### 【優先度Aの考え方】

財務部管財課では、夜間守衛室で婚姻届、埋葬許可等の事務を行っている。市民生活に密着した業務で、市民サービスの観点からも業務を中止することはできないため、優先度Aとした。

### 【部の行動方針】

- 1 優先度Aとした事業については、業務に精通している他部の職員の応援を希望。
- 2 その他の業務については、財政課においては、通常4班18人体制を6人体制にして対応。建築課においては、設計・工事監理について優先度や現場での業務内容・回数等を検討することにより対応。管財課、契約課においては、原則課内での応援体制で対応するが、契約課事務において状況により経験者の応援を求めることも想定される。

	所 掌 事 務	優先度
財政課	財政の計画及び調査に関する事。	B
	予算の調製、配当及び執行管理に関する事。	B
	決算認定資料に関する事。	B
	市債（下水道事業特別会計に係るものを除く。）及び一時借入金に関する事。	B
	地方交付税及び地方特例交付金に関する事。	B
	競輪及び競艇に関する事。	B
	財政事情の公表に関する事。	B
管財課	財産管理に係る調査、研究及び総合調整に関する事。	B
	市有財産の取得、管理及び処分（貸借に係るものを除く。）に関する事。	B
	土地の取得に係る総合調整に関する事。	B
	不動産評価審査会に関する事。	B
	公有財産台帳の整備保管に関する事。	B
	土地信託事業に関する事。	C
	公共料金等の経理事務の総括に関する事。	B

	庁舎の建設及び修繕（他の部課に属するものを除く。）に関する事	B
	庁舎の総括管理に関する事	B
	本庁舎の案内、電話交換及び守衛業務に関する事	B
	守衛業務に関する事	A
	自動車等の総括管理及び使用調整に関する事	B
	自動車の借上げの調整に関する事	B
	所属自動車の運転業務に関する事	B
	自動車の事故の防止、処理その他車両に関する事	B
建築課	市有建物の建設計画及び維持管理の調整に関する事	B
	市有建物の営繕の設計及び工事の施行監督に関する事	B
	工作物等の修繕（他の部課に属するものを除く。）に関する事	C
	道路附属物等の維持管理に係る調整に関する事	B
契約課	指名参加願の処理に関する事	B
	指名業者の資格審査に関する事	B
	一般及び指名競争入札業者選定委員会に関する事	B
	工事、物品等の契約に関する事	B
	業務に必要な物件等の需給調整に関する事	B
	工事、物品等の契約に係る検査に関する事	B

## 税務部

### 【部の行動方針】

優先度Cの事業がないため、部外への応援なし。

	所 掌 事 務	優先度
税制課	税制に関する事	B
	市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の税務証明及び公簿の閲覧に関する事	B
	市税（部内他の課に属するものを除く。）の課税に関する事	B
	地方譲与税に関する事	B
	地方消費税交付金等（他の部課に属するものを除く。）に関する事	B
住民税課	個人市都民税、法人市民税、軽自動車税及び事業所税の課税に関する事	B
資産税課	土地、家屋及び償却資産の調査及び評価に関する事	B
	固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税に関する事	B
	国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金に関する事	B
納税課	市税の収納及び納付督促に関する事	B
	市税の滞納整理及び滞納処分に関する事	B
	市税等の徴収の囑託及び受託に関する事	B

## 生活安全部

### 【優先度Aの考え方】

危機対応事業の継続

生活安全部防災課では、インフルエンザ対策の中心を担っているとともに、災害時などにおける危機管理を掌握している。なお、緊急時には、部内で応援体制をとる。

### 【部の行動方針】

部内での応援体制

優先度A事業で必要となる人員

9人

優先度B、C事業で応援人員とすることができる人数

5人（暮らしの安全安心課から）

防災課への危機管理対応応援としては、暮らしの安全安心課の実施業務を縮小することで、防犯事業から1名、相談事業から2名、共済事業から1名、消費者センター事業から1名の計5名は応援体制をとることができる。

部外への応援体制

なし。内部の応援及び他部署への応援を行う。

	所 掌 事 務	優先度
暮らしの安全安心課	生活の安全に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事	C
	防犯に関する事	B
	市民法律相談、交通事故相談等に関する事	B
	交通災害共済及び交通災害に係る相談に関する事	B
	消費者保護に関する事	B
	消費生活に係る情報の収集、調査及び提供に関する事	C

防災課	防災の計画及び調査に関すること。	B
	震災、水防等災害対策に関すること。	A
	防災行政無線に関すること。	A
	自主防災組織に関すること。	B
	気象の観測及び予報の解説に関すること。	B
	常備消防の事務委託に関すること。	B
	消防施設に関すること。	B
	消防団に関すること。	A
	危機管理対応	A

## 市民部

### 【優先度Aの考え方】

市民課・事務所の業務は、そのほとんどが市民生活に密着しているものであり、業務の中断・縮小は市民生活に著しい影響が出るため、一部業務を除き優先度をAとした。

火葬の執行は、保健衛生の観点及び市民の遺族感情への配慮から、当該業務の維持が必須であるため、優先度をAとした。

### 【部の行動方針】

市民課の業務は、「住民基本台帳事務」「戸籍事務」「外国人登録事務」に分かれている。このうち、住民基本台帳事務は、事務所と基本的に同じ業務であるので、相互応援をする。戸籍及び外国人登録は経験者でないと応援できないので部外の経験者の応援を要請する。

事務所の職員は基本的に同じ業務に対応できるので事務所間で応援し、次の段階で市民課との相互応援をする。それらの対応が困難な場合は部外の経験者の応援を要請する。

斎場事務所の火葬については、専門的かつ特殊な業務であるため、経験者の応援を要請する。

課	所 掌 事 務	優先度
市民総務課	自衛官の募集に関すること。	C
	住居表示に関すること。	B
	町区域に関すること。	C
	事務所（斎場事務所を除く。）との総合連絡調整、事務所運営の総括等に関すること。	B
	霊園の管理に関すること。	B
	改葬等に関すること（他の部に属するものを除く。）。)	B
市民課	住民基本台帳に係る各種統計に関すること。	B
	外国人の登録に関すること。	A
	外国人登録原票の開示に関すること。	A
	住民基本台帳事務の総括に関すること。	B
	住民基本台帳の管理及び閲覧に関すること。	A
	印鑑登録の申請及び原票の管理に関すること。	A
	戸籍事務の総括に関すること。	A
	戸籍及び死産の届出に関すること。	A
	戸籍の記録整備に関すること。	A
	戸籍の附票の作成に関すること。	A
	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票、外国人登録等に係る証明等の交付に関すること。	A
	国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る届出及び証書の交付に関すること。	A
	母子健康手帳の交付に関すること。	A
	自動車臨時運行許可に関すること。	B
	埋葬及び火葬の許可に関すること。	A
	斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関すること。	A
	人口動態調査に関すること。	B
	相続税法第58条の規定に基づく通知に関すること。	B
	成年被後見人、被保佐人、破産者及び犯罪者の名簿の記録整備に関すること。	A
	身元及び身分の調査に関すること。	A
事務所	住民基本台帳の管理に関すること。	A
	印鑑登録の申請及び原票の管理に関すること。	A
	戸籍及び死産の届出に関すること。	A
	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票、外国人登録等に係る証明等の交付に関すること。	A
	税務に係る次に掲げる証明書の交付に関すること。	A
	ア 市都民税の課税及び非課税証明書	A
	イ 土地及び家屋課税台帳（補充課税台帳に係るものを含む。）の登録事項証明書	A
	ウ 市都民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納税証明書	A
	埋葬及び火葬の許可に関すること。	A

	斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関する事。	A
	国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る届出及び証書の交付に関する事。	A
	母子健康手帳及び健康増進法に基づく健康手帳の交付に関する事。	A
	後期高齢者医療の申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡しに関する事。	A
	犬の鑑札及び注射済票の交付に関する事。	B
	市民集会所（事務所に併設するものをいう。）の管理に関する事。	C
	自動車臨時運行許可に関する事。	B
（駅前事務所除く。）	戸籍の附票の作成に関する事。	A
（駅前事務所除く。）	人口動態調査に関する事。	B
（駅前事務所除く。）	相続税法第58条の規定に基づく通知に関する事。	B
（駅前事務所除く。）	福祉に関する申請の受付等に関する事。	A
（駅前事務所除く。）	地域行政サービスその他の市長が必要と認めた事務に関する事。	A
斎場事務所	斎場の管理及び運営に関する事。	A
	斎場施設の火葬室及び火葬に係る待合室の使用承認に関する事。	A

## 健康福祉部

### 【優先度Aの考え方】

人の生命を守るための医療・保健業務、弱者を救済する福祉業務を所管する健康福祉部は、新型インフルエンザが蔓延したときに、最前線に対応に当たる部署である。そこで、優先度A及び新型インフルエンザの蔓延に起因する新たに発生する事務に対しては、部を挙げて対応する必要がある。

### 【部の行動方針】

部内で応援体制を取るが、それでも足りない事態が予測されるので応援が必要となる。

課	所 掌 事 務	優先度
健康福祉総務課	保健医療及び福祉に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。	B
	福祉のまちづくりに係る施策の推進に関する事（他の部課に属するものを除く。）	B
	民生委員、児童委員及び社会福祉委員に関する事。	B
	犬の鑑札及び注射済票の交付に関する事（他の部に属するものを除く。）	C
	戦没者等並びに戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事。	C
	慰霊塔の管理に関する事。	C
	中国残留邦人等に対する支援に関する事。	A
	災害り災者の救護に関する事。	A
	献血の推進に関する事。	B
	日本赤十字社に関する事。	B
	社会福祉協議会に関する事。	B
高齢者支援課	高齢者に係る施策の企画及び調整に関する事。	B
	多摩地域福祉有償運送に関する事。	C
	地域包括支援センター等運営協議会・介護保険運営協議会に関する事。	C
	敬老事業及び高齢者の活動支援に関する事。（老人クラブ、シニア元気塾、シルバー人材センター等）	C
	後期高齢者医療受給者証等に関する事。	A
	後期高齢者医療保険料の徴収及び納付督促に関する事。	C
	後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。	B
	健康増進法に基づく健康手帳に関する事。	C
	葬祭費に関する事。	C
	保養施設利用助成に関する事。	C
	老人医療費の支給に関する事。	B
	高齢者に係る介護予防に関する事。	C
	ボランティアポイント制度、コミュニティサポーターに関する事。	C
	高齢者に係る家族介護支援事業、介護の日のイベントに関する事。	C
	高齢者に係る認知症対応に関する事。	B
	地域包括支援センターに関する事。	B
	高齢者の相談に関する事。（窓口対応）	A
	訪問ふれあい員、権利擁護・成年後見市長申立等に関する事。	C
	高齢者に係る緊急通報システム、自立支援住宅改修等に関する事。	B
	高齢者の生活支援事業に関する事。（おむつ給付申請・配食サービス等申請）	C
	高齢者の特別養護老人ホームへの措置に関する事。（緊急入所）	A
	高齢者の虐待による措置に関する事。	A
	高齢者の養護老人ホームへの措置に関する事。	B
	高齢者住宅の管理に関する事。	A

介護保険課	介護保険被保険者資格に関する事(他の部に属するものを除く。)	B
	介護サービス事業者の指導及び監督に関する事	C
	地域密着型サービス事業者の指定及び介護保険施設等の整備に関する事	C
	介護保険給付に関する事	A
	介護保険の要介護認定及び要支援認定に関する事	B
	介護認定審査会に関する事	B
	介護保険料の賦課、徴収及び納付督促に関する事	C
	高齢者在宅サービスセンターの管理及び運営に関する事	B
障害者福祉課	障害者福祉施策の企画及び調整に関する事	B
	障害者(児)に係る手当等に関する事	A
	障害者(児)の援護に関する事	B
	身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事	B
	障害者療育センターの管理及び運営に関する事	B
	・障害者のためのプール開放に関する事	C
	・心身障害者福祉センターの管理及び運営に関する事	C
障害者福祉課 (福祉事務所)	障害者福祉費に係る経理に関する事	B
	障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による援護に関する事	B
	障害者世帯の居住安定支援に関する事	B
	その他障害者(児)の援護に関する事	B
	緊急一時保護に関する事	A
	難病患者等居宅生活支援に関する事	A
	・生命に係る利用者のヘルパー派遣業務	A
	・居宅支援の電話相談	A
生活福祉課 (福祉事務所)	生活保護法による保護に関する事	A
	生活保護費等に係る経理に関する事	A
	生活保護等に係る相談に関する事	A
	指定医療機関、指定介護機関及び嘱託医に関する事	C
	医療券及び介護券の発行に関する事	B
	生活保護世帯等に係る法外援護に関する事	C
	行旅病人、行旅死亡人に関する事	C
	助産施設への入所に関する事	C
	被保護者の自立促進に関する事	C
	住所不定者の保護に関する事	C
地域医療推進課	地域医療に係る施策の企画及び調整に関する事	B
	国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導に関する事	B
	後期高齢者の健康診査及び無保険者の健康診査等に関する事(部内他の課に属するものを除く。)	B
	介護保険の生活機能評価(健康診査に係る部分に限る。)及びがん検診等に関する事	B
	大学病院との連絡調整に関する事	A
	戸吹湯ったり館の管理及び運営に関する事	C
国民健康保険年金課	国民健康保険事業の計画及び運営に関する事	B
	国民健康保険運営協議会に関する事	C
	国民健康保険被保険者資格に関する事	A
	国民健康保険被保険者証の更新に関する事	A
	国民健康保険税(以下「保険税」という。)の課税に関する事	B
	保険税の収納及び納付督促に関する事	B
	・上記のうち、催告状の発送事務に関する事	B
	・上記のうち、休日納税相談窓口の開設に関する事	C
	保険税の滞納整理及び処分に関する事	C
	保険税の交付要求に関する事	C
	国民健康保険の給付に関する事	A
	国民健康保険の保健事業に関する事	C
	国民年金の申請、届出及び報告(他の部に属するものを除く。)に関する事	A
	国民年金保険料の免除申請に関する事	B
	国民年金相談に関する事	B

保健総務課	地域保健及び健康づくりに係る施策の企画及び調整に関すること。	C
	保健衛生に係る事務の総括等に関すること。	B
	・新型インフルエンザ対策関連事務（広報、HP管理等）に関すること。	A
	保健所の設置及び管理に関すること。	B
	狂犬病予防に関すること（他の部課に属するものを除く。）。	B
	・抑留・捕獲事務（狂犬病予防法第6条）に関すること。	A
	・狂犬病発生時の対応事務（狂犬病予防法第8条以下）に関すること。	A
	動物の愛護及び管理に関すること。	C
	・負傷動物の保護（東京都動物の愛護及び管理に関する条例第22条、第23条）に関すること。	A
生活衛生課	医事及び薬事に関すること。	B
	環境衛生に関すること。	B
	食品衛生に関すること。	B
	栄養指導及び栄養調査に関すること。	B
保健対策課	感染症その他の疾病の予防に関すること。	B
	・結核患者調査に関すること。	A
	・接触者検診に関すること。	A
	・感染症の診査に関する協議会（結核）の運営に関すること。	A
	・感染症発生時の積極的疫学調査に関すること。	A
	・新型インフルエンザに関すること。	A
	母子保健及び歯科保健に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。	B
	・小児慢性疾患・養育医療・育成医療・妊娠高血圧症候群等の医療費助成に関すること。	A
	難病対策に関すること。	B
	・難病の医療費助成に関すること。	A
	・大気汚染医療費助成に関すること。	A
	・大気汚染医療費助成認定審査会の運営に関すること。	A
	精神保健及び精神障害者福祉に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。	B
	・精神保健法第23条、24条による通報等の処理に関すること。	A
保健センター	保健に係る施策の企画及び調整に関すること。	B
	母子保健事業の実施に関すること。	B
	・産婦・乳幼児健康診査に関すること。	B
	・1歳6か月児健康診査に関すること。	B
	・3歳児健康診査に関すること。	B
	・精密健康診査に関すること。	B
	・母親学級に関すること。	C
	・妊婦健康診査等（一般歯科健康診査）に関すること。	C
	・妊産婦・新生児及び未熟児訪問指導等に関すること。	C
	・乳幼児歯科相談に関すること。	C
	・学校と連携した歯科保健指導に関すること。	C
	成人保健事業の実施に関すること。	B
	・健康教育（保健・栄養・歯科）に関すること。	C
	予防接種に関すること。	B
	・定期予防接種（BCG集団接種）に関すること。	B
	救急医療に関すること。	B
	・夜間救急診療所運営に関すること。	A
	・医療・健康心配ごと電話相談（夜間救急診療所）に関すること。	A
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所の管理及び運営に関すること。	B
	と畜場法に基づく検査等に関すること。	B
大横福祉センター	大横福祉センター及び老人憩いの家の管理及び運営に関すること。	C
	長房ふれあい館における高齢者のための事業の実施に関すること。	C
東浅川保健福祉センター	東浅川保健福祉センターの管理及び運営に関すること。	C
南大沢保健福祉センター	南大沢保健福祉センターの管理及び運営に関すること。	C

## こども家庭部

### 【優先度Aの考え方】

#### 1 各種医療証新規認定事務【こども福祉担当】

出生・転入・離婚等の事由で各種医療証の新規認定作業が常に発生する。

現在、これら各種の医療証は、医療機関を利用する市民にとって必要不可欠のものであり事務を中断することは市民生活に多大な影響を与えることになる。

#### 2 保育園入所選考事務の継続【入所事務】

こども家庭部では、平成22年4月の保育園入所一次申込みを12/1～12/22まで本庁、各拠点事務所及び各認可保育園で受け付ける（約3,200件）。そのため、市民の利便性を考慮し、受付窓口数の縮小は不可能。

また、受け付けた申込書により、指数付け、入所選考を行い、2月下旬に結果通知書を発送しなければならないため（同様の業務が、3月中に二次選考としてあり。）、事務の遅延は回避しなければならない。

よって、これらの業務の中断・縮小・遅延は、新年度からの市民の生活設計に与える影響が大きすぎるため不可能である。平成22年4月入所事務が完了する4月中旬までは、優先度Aとする。

#### 3 民間認可保育所委託料支払事務、認証保育所補助金支払事務、家庭福祉員委託料支払事務を毎月行っている。この業務を中止した場合に多くの市民が利用する保育施設の運営が困難になり、ひいては利用する市民に大きな影響が出る。

### 【部の行動方針】

優先度A事業で必要となる人員30人に対し、30%の9人が休んだ場合でも10人の応援体制がとれるため、部内で対応可能。ただし、児童館はまず児童館内で調整し対応できない場合は本庁児童青少年課職員が応援。それでも対応できない場合は、部内で応援。ただし、児童館経験者、保育園経験者等が対象になる。部内で対応できない場合は、やむを得ず閉館する。

	所 掌 事 務	優先度	
子どものしあわせ課	児童福祉及び青少年健全育成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B	
	児童福祉審議会に関すること。	C	
	青少年問題協議会に関すること。	B	
子育て支援課	保育園及び幼稚園の設置認可等に関すること。	C	
	保育所及び幼稚園の設置認可（幼稚園の指導監督、認定こども園運営費支払事務を含む。）に関すること。	B	
	保育室及び家庭福祉員に関すること。	A	
	ファミリーサポートセンターに関すること。	B	
	児童手当、児童扶養手当及び児童育成手当に関すること。	A	
	乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成及び義務教育就学児医療費助成に関すること。	A	
	ひとり親家庭の自立支援及び相談に関すること。	B	
	公立保育園の運営及び施設の維持管理に関すること。	B	
	私立保育園との連絡調整に関すること。 (認可保育所委託料・認証保育所補助金・家庭福祉員委託料の支払事務)	A	
	保育園入所手続きに関すること。	A	
保育料の徴収に関すること。	B		
児童青少年課	就園奨励費及び私立幼稚園児等の保護者に対する負担軽減に関すること。	B	
	児童及び青少年の健全育成の推進に関すること。	C	
	青少年団体の育成に関すること。	C	
	青少年育成指導員に関すること。	C	
	青少年対策地区委員会に関すること。	C	
	児童館及び学童保育所の運営並びに施設の維持管理に関すること。		
	1 児童館の管理運営に関すること。	B	
	2 学童保育所の管理運営に関すること。	B	
	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター施設管理に関すること。	B
		総合相談・支援に関すること。	B
保育サービスの充実事務費に関すること。		B	
保育サービスの充実委託料に関すること。		B	
ショートステイ養育協力家庭に関すること。		B	
育児支援家庭訪問に関すること。		B	
子ども家庭支援センター運営に関すること。		C	
子育てひろばに関すること。		C	
親子つどいの広場に関すること。		C	
子育て応援団Beeネットに関すること。		C	
児童虐待防止ネットワーク事務費に関すること。	C		

## 産業振興部

### 【部の行動方針】

産業政策課は、縮小した事業の継続を課内応援により対応するため、部外他部署への応援は困難であるが、観光課1名・農林課1名の応援派遣が可能である。

	所 掌 事 務	優先度
産業政策課	産業に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	B
	地域産業振興会議に関すること。	B
	商工業及び物流に係る施策の推進に関すること。	B
	商店街及び中心市街地の活性化に関すること。	B
	商工業の経営改善の指導及び相談に関すること。	B
	中小企業に対する各種資金の助成に関すること。	B
	労働関係の情報の収集及び提供に関すること。	B
	勤労者の福利厚生に関すること。	B
観光課	観光に係る施策の企画及び調整に関すること。	B
	観光に係る施策の推進に関すること。	B
	観光資源の発掘及び整備に関すること。	B
	イベント及びコンベンションの推進に関すること。	C
	観光情報の発信に関すること。	B
	観光施設の管理及び運営に関すること。	B
農林課	農林水産業に係る施策の企画及び調整に関すること。	C
	農林水産業に係る施策の推進に関すること。	C
	農林水産業の経営改善及び生産対策に関すること。	B
	農地の保全に関すること。	B
	土地改良、林道整備その他農林業土木に関すること。	B
	市有林及び市行造林に関すること。	B
	農村環境改善センター及び道の駅八王子滝山の管理及び運営に関すること。	B

## 環境部

### 【優先度Aの考え方】

- 環境保全に係る規制、指導及び監視に関する業務  
市民の生活環境における大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により、人の生命、若しくは、健康が損なわれ又は人の快適な生活が阻害されることがないように、この事業を優先度Aとした。
- ごみ収集・処理業務  
ごみの収集・処理業務を縮小又は中止・中断することは、市民生活に著しい支障が出るため、この事業を優先度Aとした。  
なお、本部では、ごみ収集・処理業務の行動計画を既に策定済みであり、これに基づき部内等での応援体制の確立を図っていく。
- 公衆衛生の悪化を招かないよう、水循環室の次の業務を優先度Aとした。  
下水処理場の維持管理に関すること  
し尿処理施設の維持管理に関すること  
し尿及び雑排水の収集及び運搬に関すること

### 【部の行動方針】

環境保全に係る規制、指導及び監視に関する業務については、部外から業務遂行に必要なスキルのある本業務経験職員の応援を依頼することになる。また、ごみ収集・処理業務では、ごみ総合相談センター・3清掃工場・不燃物処理センター（不燃収集中断時のみ）の職員が応援に入る予定。

水循環室では優先度Aの下水処理場・し尿処理施設の維持管理並びにし尿及び雑排水の収集及び運搬の業務について、水循環室内の優先度B・Cの事業から応援に入り、水循環室内部で対応する。

	所 掌 事 務	優先度
環境政策課	環境に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	C
	環境基本計画の見直し	B
	廃棄物及びリサイクルに係る施策の企画及び調整に関すること。	C
	環境審議会に関すること。	C
	環境保全に係る施策の推進に関すること。	C
	環境教育、環境学習及び環境情報に関すること。	C
	地球温暖化対策地域推進計画の策定	B

環境保全課	環境保全に係る認可、届出等の受理に関する事。	B
	環境保全に係る規制、指導及び監視に関する事。	A
	緑化施策の推進等に関する事。	B
	自然環境の保全に関する事。	B
ごみ減量対策課	資源物再使用・再生利用促進に関する事。	B
	ごみ減量の推進に関する事。	C
	塵芥処理に関する事。	B
	北野余熱利用センターの管理運営に関する事。	B
	戸吹最終処分場跡地の整備に関する事。	C
	環境美化推進に関する事。	C
	温暖化防止対策に関する事。	C
	ごみ処理施設等建設事業に関する事。	C
ごみ総合相談センター	ごみに関する総合的な相談及び指導に関する事。	B
	粗大ごみの計量及び処理手数料の徴収に関する事。	B
	粗大ごみの収集及び運搬に関する事。	B
	清掃事業所及び清掃施設との連絡調整（部内他の課に属するものを除く。）に関する事。	C
戸吹清掃事業所	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	B
	ごみ等の収集、運搬その他清掃に関する事。	A
	排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関する事。	C
	所属自動車の運転業務に関する事。	A
	所属自動車の管理及び整備に関する事。	B
	所属自動車の事故の防止及び処理に関する事。	B
館清掃事業所	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	B
	ごみ等の収集、運搬その他清掃に関する事。	A
	排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関する事。	C
	所属自動車の運転業務に関する事。	A
	所属自動車の管理及び整備に関する事。	B
	所属自動車の事故の防止及び処理に関する事。	B
南大沢清掃事業所	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	B
	ごみ等の収集、運搬その他清掃に関する事。	A
	所属自動車の運転業務に関する事。	A
	所属自動車の管理及び整備に関する事。	B
	所属自動車の事故の防止及び処理に関する事。	B
戸吹清掃工場	ごみ等及び燃えがらの処分に関する事。	A
	ごみ処理施設及びごみ最終処分施設の維持管理に関する事。	B
	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	A
	一般廃棄物管理票に関する事。	A
館清掃工場	ごみ等及び燃えがらの処分に関する事。	A
	ごみ処理施設の維持管理に関する事。	B
	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	A
	一般廃棄物管理票に関する事。	A
北野清掃工場	ごみ等及び燃えがらの処分に関する事。	A
	ごみ処理施設の維持管理に関する事。	B
	ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	B
戸吹不燃物処理センター	不燃ごみ等の破碎、選別等の処理に関する事。	C
	不燃ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関する事。	C
	選別された再生資源の処分に関する事。	C
	ごみ破碎処理施設の維持管理に関する事。	C
	所属自動車の運転業務、維持管理等に関する事。	C
(水循環室)	水循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。	
水行政担当	水循環計画の策定に関する事。	B
水行政担当	雨水浸透施設設置補助に関する事。	B
水行政担当	雨水浸透事業の啓発強化に関する事。	B
	水循環教育、水循環学習及び水循環情報に関する事。	
水行政担当	水辺の楽校の推進に関する事。	B
水行政担当	生活排水対策推進に関する事。	B
下水道担当	下水道事業特別会計に係る市債に関する事。	B
	公共下水道に関する事。	
下水道担当	公共下水道に関する事。	B
水行政担当	雨水基本計画に関する事。	B
水行政担当	外部機関との調整に関する事。	B
	流域下水道に関する事。	
下水道担当	流域下水道に関する事。	C
水行政担当	処理場対策協議会に関する事。	C
水行政担当	事業再評価に関する事。	B

水行政担当	認可変更図書作成に關すること。	B
水行政担当	流域編入に關すること。	B
	浄化槽に關すること。	
下水道担当	浄化槽に關すること(浄化槽設置・維持管理)。	B
衛生事業担当	浄化槽に關すること(浄化槽指導)。	B
	下水処理場の管理及び運営に關すること。	
水再生担当	下水処理場、南大沢水リサイクルセンターの施設維持管理に關すること。(水質分析・廃棄物処分・薬品購入など)	A
水再生担当	下水処理場、南大沢水リサイクルセンターの施設維持管理に關すること。(管理事務・修繕など)	B
水再生担当	下水処理場の施設維持管理に關すること(公衆トイレ維持管理・工事など)	C
水再生担当	し尿、汚でい及び雑排水の処理計画に關すること。	B
衛生事業担当	一般廃棄物処理業(し尿、汚でい及び雑排水に關することに限る。)及びし尿浄化槽清掃業の許可に關すること。	B
衛生事業担当	し尿及び雑排水の処理手数料の徴収に關すること。	B
衛生事業担当	し尿及び雑排水の収集及び運搬に關すること。	A
水再生担当	汚でいの処分手数料の徴収に關すること。	B
水再生担当	し尿、汚でい及び雑排水の処分に關すること。	A
	し尿処理施設の維持管理に關すること。	
水再生担当	し尿処理施設の維持管理に關すること。	A
衛生事業担当	し尿処理施設の維持管理に關すること。	B
水道工務担当	水道事業に關すること。	B
衛生事業担当	所属自動車の運転業務に關すること。	A
衛生事業担当	所属自動車等の管理及び整備に關すること。	B
衛生事業担当	所属自動車の事故の防止及び処理に關すること。	B

## まちづくり計画部

### 【部の行動方針】

部内での応援体制は次のとおり。

優先度B、C事業で応援人員とすることができる人数 4人

事業を縮小し、室内での対応を行い、各室2人を部外への応援に充てる。

	所 掌 事 務	優先度
都市計画室	総合的な都市計画に係る基本方針の策定及び進行管理に關すること。	B
	都市計画審議会に關すること。	B
	総合的な土地利用計画に關すること。	B
	市街地整備の企画及び調整に關すること。	B
	都市景観及び都市の意匠に關する企画及び調整に關すること。	B
	・都市景観セミナーの開催に關すること。	C
	・八王子八十八景に關すること。	C
	・西放射線ユーロードの整備計画策定に關すること。	C
	都市環境及び都市防災に關する基本方針に關すること。	B
	地区計画(他の部に属するものを除く。)に關すること。	B
交通政策室	総合的な交通施策の計画策定に關すること。	B
	道路交通網の整備に係る施策の企画及び調整に關すること。	B
	公共交通施策の企画及び調整に關すること。	B
	都市交通の円滑化に關する施策の進行管理に關すること。	B
	上記施策に係る国、東京都及び関係機関との連絡調整に關すること。	B

## まちなみ整備部

### 【優先度Aの考え方】

市営住宅の管理等の業務を縮小又は中止・中断することは、入居者の生活維持に著しい支障が出るため、優先度Aとした。

### 【部の行動方針】

- 1 市営住宅管理業務に5人必要なため、課内の他の職員で対応できない時は、部内での調整により職員を確保する。
- 2 部外他部署への応援体制は、住宅対策課を窓口、緊急時体制に準じて対応する。

	所 掌 事 務	優先度
住宅対策課	住宅行政に係る施策の企画及び調整に関すること。	B
	都市整備事業（他の部課に属するものを除く。）の推進に伴う連絡調整に関すること。	C
	住環境の整備に係る事業の計画及び調整に関すること。	C
	市営住宅に関すること。	A
	住宅情報の収集及び提供並びに住宅相談に関すること。	C
開発指導課	宅地等開発に係る相談及び指導（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。	B
	宅地等開発に係る事前協議に関すること。	B
	宅地等開発行為に係る公共施設管理者の同意等に関すること。	B
	宅地等開発行為に係る道路等の国有財産の譲渡、払下げ及び交換並びに関連公共用地の処理に関すること。	C
	土砂等の適正処理に係る指導及び監視に関すること。	B
	土砂等による埋立て等に係る事前協議に関すること。	B
	土砂等による埋立て等に係る許可、立入検査等に関すること。	B
	中心市街地の宅地開発等に係る事前協議に関すること。	C
	建築指導行政に係る施策の企画及び調整に関すること。	C
	建築確認申請書等の受付及び交付に関すること。	B
建築指導課	建築審査会に関すること。	B
	優良宅地、優良住宅及び良質住宅の認定に関すること。	C
	建築統計に関すること。	C
	建築の相談に関すること。	C
	建築の指導、助言等に関すること。	C
	建築の許可等に関すること。	B
	道路、壁面線等の指定に関すること。	B
	地区計画区域内の建築物等に係る届出等に関すること。	B
	特殊建築物、建築設備等の定期報告に関すること。	B
	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。	C
	建築協定に関すること。	C
	違反建築物の調査及び措置に関すること。	B
	建築の確認に関すること。	B
	建築物の検査等に関すること。	B
	住宅金融公庫等からの受託業務の受付及び報告に関すること。	C
	住宅金融公庫等からの受託業務の設計審査及び現場審査に関すること。	C
	市街地再開発事業の計画及び推進（八王子市南口再開発推進室設置規程（平成19年八王子市訓令第2号）で定める推進室に属するものを除く。）に関すること。	C
	市街地再開発事業の指導及び助成（八王子市南口再開発推進室設置規程で定める推進室に属するものを除く。）に関すること。	C
	中心市街地環境整備事業の計画に関すること。	C
	中心市街地の駐車場の整備に関すること。	C
補助事業の事務に関すること。	C	
公園課	公園、児童遊園等の計画に関すること。	C
	公園、児童遊園、緑地等の用地の確保に関すること。	B
	公園、児童遊園、緑地等の維持管理に関すること。	C
	公園、児童遊園等に係る工事の設計及び施行監督に関すること。	B
	緑化工事の設計及び施行監督に関すること。	B
	補助事業の事務に関すること。	B
区画整理室	土地区画整理事業（市以外の者が施行するものを含む。）の計画及び調整に関すること。	B
	土地区画整理の事業計画及び事業認可に関すること。	B
	換地設計及び仮換地の指定に関すること。	C
	換地計画の決定及び換地処分に関すること。	C
	土地区画整理事業に必要とする土地の取得及び管理に関すること。	C
	土地区画整理事業に伴う建物その他物件の移転、除却及び損失補償に関すること。	B
	土地区画整理事業に係る道路、排水等の工事の設計及び施行監督に関すること。	B
	土地区画整理審議会等に関すること。	B
	保留地の処分に関すること。	C
	換地処分後の権利調査並びに清算金の徴収及び交付に関すること。	C
	個人施行者及び土地区画整理組合の育成及び指導に関すること。	B
	その他土地区画整理事業に関すること。	C
南口再開発推進室	八王子駅南口地区市街地再開発事業の推進並びに指導及び助成に関すること。	C
	八王子駅南口地区市街地再開発事業に関連する公共施設等の整備に関すること。	B

## 道路事業部

### 【部の行動方針】

道路事業部の大半の事業は、事業を中断又は中止することができないが、その事業の実施内容を工夫することで、事業を縮小して対応することが可能な事業であり、応援職員を必要としない事業に区分するが、事業の先延ばしなどで市民サービスの低下を招かないよう時間外の対応を含め適切に部内の応援体制を確立していく。

部外他部署への優先度B、C事業で応援人数とすることができる人数 11人

	所 掌 事 務	優先度
計画課	道路及び水路整備計画に係る施策の企画及び調整に関する事	B
	道路等の移管に伴う関係機関との連絡調整及び協議に関する事	B
	市道路線の認定、廃止等に関する事	B
	道路、橋りょう、水路等の工事の測量、計画及び調整に関する事	B
	都市計画道路の事業認可に関する事	B
	道路及び水路の新設並びに改良等に伴う用地の取得、登記及び補償に関する事	B
	道路建設用地の管理に関する事	C
	補助事業の事務に関する事	B
	交通安全対策特別交付金に関する事	C
	交通安全対策特別交付金に関する事	C
管理課	道路及び水路の管理に関する事	B
	道路及び水路の占用等に関する事	B
	道路の工事等に伴う関係機関との調整に関する事	B
	屋外広告物の許可に関する事	B
	道路、橋りょう、水路台帳の管理に関する事	B
	水路に係る放流等の承認に関する事	B
	水路用地の取得、登記及び補償（計画課に属するものを除く。）に関する事	B
	道路証明（財産課に属するものを除く。）に関する事	B
	道路に付設した設備の管理に関する事	B
	道路等公共用地（他の部課に属するものを除く。）の境界確定に関する事	B
財産課	道路等公共用地（他の部課に属するものを除く。）の境界の証明に関する事	B
	道路等公共用地の管理に係る財産の譲渡、払下げ及び交換に関する事	B
	道路等区域外用地の管理に関する事	C
	道路等区域外用地の管理に関する事	C
建設課	道路、橋りょう、水路等の工事の設計及び施行監督に関する事	B
	市有建物の建設用地の造成（他の部課に属するものを除く。）及びこれに附帯する構造物等の築造に係る工事の設計及び施行監督に関する事	B
交通事業課	私道整備等の助成に関する事	B
	交通対策の企画及び調整に関する事	B
	交通安全思想の普及及び交通安全教育に関する事	B
	交通安全教育に関する事	C
	交通公園に関する事	C
	地域循環バスに関する事	B
	放置自転車対策に関する事	B
	市営駐車場の管理及び運営に関する事	B
	公共用エレベーター及びエスカレーター（他の部課に属するものを除く。）の管理に関する事	B
	公共用エレベーター及びエスカレーター（他の部課に属するものを除く。）の管理に関する事	B
補修センター	道路、橋りょう、水路等の維持及び補修に関する事	B
	道路、橋りょう、水路等の維持及び補修に係る苦情等の受付及び連絡調整に関する事	B
	交通安全施設台帳の管理に関する事	C
	私道整備助成に係る砂利支給に関する事	B
	所属自動車の運転業務、維持管理等に関する事	B
	所属自動車の事故の防止及び処理に関する事	B
	公共物（部内他の課に属するものを除く。）の台帳の管理に関する事	C

## 会計課

### 【優先度Aの考え方】

公金の支出、収納、出納残高の管理については、一日でも滞らせると、市民・事業者の経済活動に与える影響が大きいため、中断、縮小をせず継続していく。

### 【部の行動方針】

優先度Aの事業について、課外からの応援職員を活用し、継続する。

	所 掌 事 務	優先度
	公金の支出の審査及び支払に関する事。	A
	公金の出納残高の管理に関する事。	A
	公金の収納及び収納データの担当所管への送付に関する事。	A
	その他の会計事務に関する事。	B

## 議会事務局

### 【優先度Aの考え方】

議決機関として、議会運営が何よりも優先されるため、事務分担等を再構築し部内での応援体制の確立を図る。部内での対応が困難な場合、部外他部署への応援を求める。

### 【部の行動方針】

部内での応援体制は次のとおり。

優先度Aの事業で必要となる人員（本会議の運営、常任委員会の運営） 1名

優先度B、C事業で応援人員とすることができる人数 1名

	所 掌 事 務	優先度
庶務調査課	公印の管守に関する事。	B
	儀式、交際及び接遇に関する事。	B
	議員の身分及び資格の得失に関する事。	B
	議員の報酬及び費用弁償その他諸給与に関する事。	B
	議会に関する条例、規則等の制定改廃に関する事。	B
	文書、物品の收受、発送に関する事。	B
	文書の浄書に関する事。	B
	議会の予算、決算及び経理に関する事。	B
	職員の進退、賞罰、給与、服務その他人事に関する事。	C
	議長会に関する事。	B
	議場その他議会各室の管理に関する事。	B
	自動車の使用に関する事。	C
	市政全般の調査及び資料の収集、保存整理に関する事。	B
	市議会だよりの発行に関する事。	B
	請願書及び陳情書の調査に関する事。	C
	関係法規その他議会の先例等の調査に関する事。	B
	議会図書室に関する事。	B
	議会史の編さん発行に関する事。	C
	統計に関する事。	B
	議事課	定例会及び臨時会に関する事。
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。		A
協議会及び公聴会に関する事。		B
請願書及び陳情書の処理に関する事。		B
議案の調整に関する事。		B
決議案及び意見書案の作成に関する事。		B
会議の議決事項の処理及び諸報告に関する事。		B
議会において行う選挙に関する事。		B
議員の出欠席に関する事。		B
会議録の調製に関する事。		B
その他議事に関する事。		C

## 学校教育部

### 【優先度Aの考え方】

関係機関から新型インフルエンザ情報を収集し各学校等に指示する機能を優先する。給食実施に関する調整事務を優先する。また、市民への給付事業については、他の給付事業等と対応を合わせる。

### 【部の行動方針】

- ・優先度A事業の実施に係る必要人員14人（学事課）を確保する。
- ・優先度をCとした人員は2人で、残り12名分を部内調整により通常業務を縮小して生み出す。

	所 掌 事 務	優先度	
教育総務課	教育委員会の権限に属する事務の企画、調査、部の予算、決算及び総合調整に関すること。	B	
	教育委員会の会議、規則、公印及び秘書に関すること。	B	
	職員（都費負担教職員を除く。）の人事等及び公務災害補償に関すること。	B	
	奨学金及び私立高等学校入学資金助成に関すること。	B	
	訴訟、和解、異議の申立、請願及び陳情の調整に関すること。	B	
	教育委員会の権限に属する事務に関する資料の収集整理、広報及び広聴に関すること。	B	
	教育委員会の所管する契約（物品・委託）に関すること。	B	
	P T A 活動の支援に関すること。	B	
	校舎その他学校施設の建設及び管理に関すること。	B	
	学校用地の取得及び管理等に関すること。	C	
施設整備課	学校用地及び校舎その他の学校施設の保全及び営繕に関すること。	B	
	学校財産（動産）の管理に関すること。	C	
	教材その他管理用物品（他課に属するものを除く。）の取得及び管理に関すること。	B	
	学校の設置及び廃止に関すること。	C	
	学級編制に関すること。	B	
	学級児童及び学級生徒の就学、入学、転学、退学及び学校選択制並びに通学区域に関すること。	B	
学事課	就学援助に関すること。	A	
	校外活動及び部活動の支援に関すること。	B	
	学校保健に関すること。	A	
	学校給食に関すること。	B	
	うち、教育委員会事務局職員に関わる分	A	
	指導室	児童生徒及び青少年等の総合的な教育相談に関すること。	B
		学校教育の学習指導に関すること。	B
		教育課程、教科書採択及び教材の取扱に関すること。	B
		特別支援教育に関すること。	B
		都費負担教職員の人事の内申、定数配置及び服務に関すること。	B
都費負担教職員の給与及び研修等に関すること。		B	
八王子市教育センターの運営及び維持管理に関すること。		B	

## 生涯学習スポーツ部

### 【部の行動方針】

新型インフルエンザ発生・流行時における生涯学習スポーツ部の基本的な行動方針としては、市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じる、「市民生活に直結する事業」への応援を行っていく。

なお、他所管からの応援を求めず、事業内容を工夫しながら業務を継続する所管（図書館・学習支援課）を除き、基本的には各課業務維持のための必要最小限の人員を残しつつ、そのほかを応援可能人員として計上した。しかし、新型インフルエンザの流行状況によっては、各所管においても多くのインフルエンザ患者が発生する状況も想定されるため、応援可能人員も変化していく可能性がある。

また、インフルエンザの流行状況によっては、危機管理本部の決定に伴う市施設の閉鎖も予想されるため、この場合、図書館及び学習支援課職員も応援体制に組み込むことは可能となる。

生涯学習スポーツ部の部外他部署への応援体制は以下のとおり。

・生涯学習総務課	12名在籍	うち5名応援可（最低必要人員7名）
・スポーツ振興課		
体育館（市民・甲の原）	11名在籍	うち6名応援可（最低必要人員5名）
市民球場事務所（事務職）	6名在籍	うち3名応援可（最低必要人員3名）
市民球場事務所（技能労務）	7名在籍	うち3名応援可（最低必要人員4名）
本庁職場	11名在籍	うち6名応援可（最低必要人員5名）
・文化財課	13名在籍	うち6名応援可（最低必要人員7名）
・こども科学館	6名在籍	うち3名応援可（最低必要人員3名）
・図書館	58名在籍	他課への応援不可
・学習支援課	15名在籍	他課への応援不可

	所 掌 事 務	優先度
生涯学習総務課	生涯学習及び社会教育の振興に係る総合的な企画・施策の推進、調査研究及び連絡調整に関すること。	C
	生涯学習審議会に関すること。	C
	社会教育関係団体の育成に関すること。	C
	社会教育の広報活動及び調整に関すること。	C
	社会教育施設（他課に属するものを除く。）の管理及び運営に関すること。	C
	図書館及びこども科学館に関すること。	C
	青少年教育の推進に関すること。	C

スポーツ振興課	社会体育（スポーツを含む。）及びレクリエーションに係る施策の企画及び調整に関する事。	C
	スポーツ振興審議会に関する事。	C
	体育指導委員に関する事。	C
	社会体育の振興指導に関する事。	C
	体育団体及びレクリエーション団体の育成に関する事。	C
	運動施設の管理及び運営に関する事。	C
	公園内運動施設及び陵南プールの管理及び運営に関する事。	C
	体育館の管理及び運営に関する事。	C
	公共用地及び事業所体育施設の開放に関する事。	C
学習支援課	生涯学習活動の支援に関する事。	C
	生涯学習相談に関する事。	C
	生涯学習支援システムに関する事。	B
	生涯学習センターの管理及び運営に関する事	B
	・生涯学習センタービルの管理及び運営に関する事	B
文化財課	文化財の保護に関する事。	C
	文化財の調査に関する事。	C
	文化財の保存整備に関する事。	C
	文化財保護審議会に関する事。	C
	博物館協議会に関する事。	C
	文化財の許認可に関する事。	C
	郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営に関する事。	C
図書館	図書館の管理及び運営に関する事。	B
こども科学館	こども科学館の管理及び運営に関する事。	C

## 選挙管理委員会事務局

### 【優先度Aの考え方】

選挙管理事務に関しては、選挙執行時にはAとなる。

### 【部の行動方針】

予定されている選挙以外の突発的業務（衆議院を含む議会の解散、首長・議員辞職、直接請求）がない限り、応援できる。

	所 掌 事 務	優先度
	選挙管理事務に関する事。	C

## 監査事務局

### 【部の行動方針】

定期監査、決算等審査、例月現金出納検査、住民監査請求については、自治法の定めがあるため実施することになるが、監査対象を調整するなどにより局内職員で対応できる。また、財政援助団体監査及び行政監査については9～12月に実施しているが、未実施の選択もあり得るので、3人程度は応援に回すことができる。

	所 掌 事 務	優先度
	監査事務に関する事。	B

## 公平委員会事務局

### 【部の行動方針】

内部の応援を行う。

	所 掌 事 務	優先度
	公平委員会にかかる事務に関する事。	C

## 農業委員会事務局

【部の行動方針】

内部の応援及び他部署への応援を行う。

	所 掌 事 務	優先度
	農業委員会にかかる事務に関すること。	B

## 固定資産評価審査委員会事務局

【部の行動方針】

内部の応援を行う。

	所 掌 事 務	優先度
	審査事務に関すること。	B

## 事業継続計画（BCP）発動のフローについて

新型インフルエンザが流行期を迎えた場合の事業継続計画（BCP）発動のフローは、以下のとおりである。

市民の罹患率と職員の休暇状況を踏まえ、危機管理本部が事業継続計画（BCP）の発動を決定



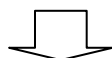
危機管理本部を招集



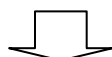
本部員（各部長）は、部内職員の罹患状況及び出勤状況に基づき、部外からの応援が必要と判断した場合



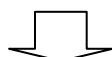
総務部長に応援を要請



応援を要請した所管部長は、当該所管部の事業継続計画（BCP）に基づき、総務部長と具体的な応援体制を調整



総務部長は、応援対象職員の出勤状況を把握した後、応援依頼のあった所管部長に回答するとともに、応援職員の所属部長に応援を依頼



応援職員は、応援依頼のあった所管部で従事

## 事業継続計画（BCP）推進に当たって

事業継続計画（BCP）推進に当たって、計画に掲げた点以外に考慮すべき事項をここに述べる。

### 1 市施設の閉鎖及び市主催イベントの中止等の決定について

新型インフルエンザの流行期には、事業継続計画（BCP）における職員の休暇だけでなく、感染防止の観点から、市施設の閉鎖又は市主催のイベントなどの中止について、判断する必要性が出てくる。

これらの判断は、危機管理本部で最終決定する。

行政委員会においては、各委員会で決定し、危機管理本部へ報告することになる。

公立小中学校、学童保育所、児童館及び保育園については、文部科学省、厚生労働省及び東京都の指示に基づき、決定する。

このほか、議会の開催についても慎重な対応が求められ、その対応が必要になる。

なお、一度、決定した場合であっても、罹患状況の変化によって、判断を変更することがある。

### 2 指定管理者・委託事業者への指導について

市民生活に直結する事業のほか、市民が入所・入居している市の施設で、指定管理又は委託業務である場合がある。

そこで、これらの事業者に対し、各所管で新型インフルエンザへの対応はもちろん、あらかじめ、事業継続計画の策定を指導し、不測の事態に対応できるようにしておく必要がある。

「新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の事業継続計画（BCP）」は、  
下記のホームページ、政策審議室及び八王子市保健所でご覧いただくことができます。

八王子市総合政策部政策審議室のホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/profile/shoshiki/sogoseisaku/000683.html>

「**新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の事業継続計画（BCP）**」

---

---

平成21年10月

発行：八王子市新型インフルエンザ危機対策本部事務局

編集：八王子市総合政策部政策審議室

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：（042）620-7200（直通）

FAX：（042）627-5939

eメール：b015000@city.hachioji.tokyo.jp

---

---